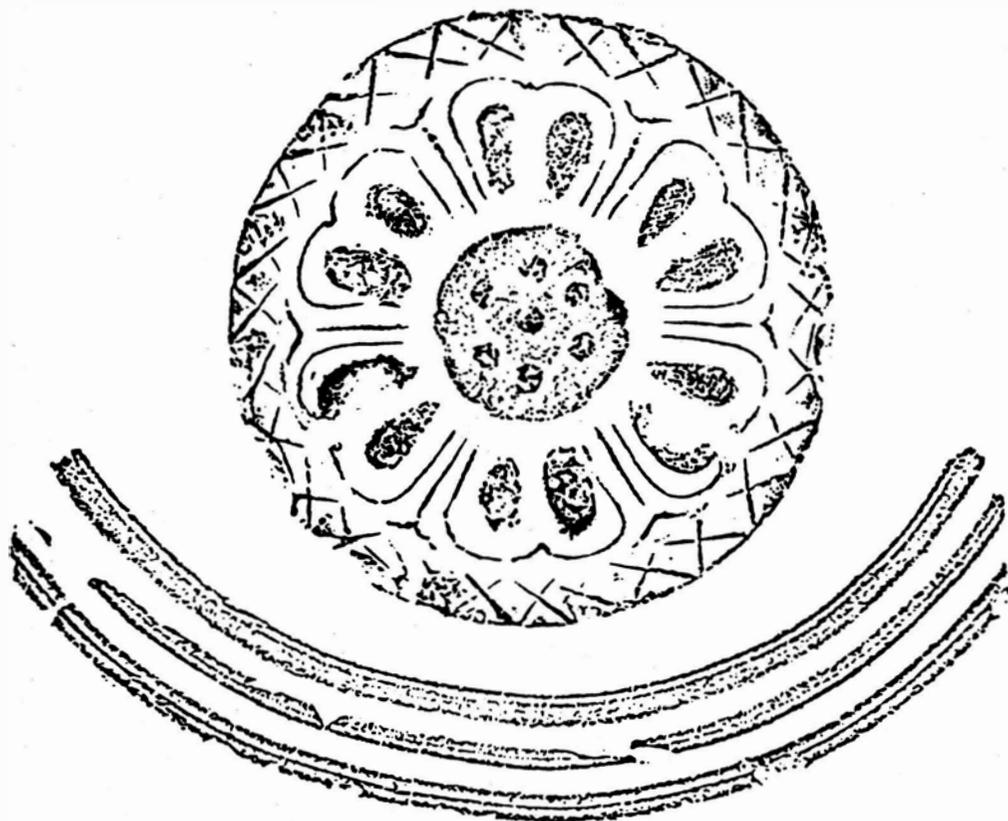


福島県文化財調査報告書第102集

関和久遺跡 X

—史跡指定調査概報—

1982年3月



福島県教育委員会

福島県文化財調査報告書第102集

関 和 久 遺 跡 X

—史跡指定調査概報—

1982年3月

福島県教育委員会



SB126・SX129・130 (東より)

序 文

関和久及び借宿の広範な地域で、大正末年から多賀城系と下野薬師寺系の古瓦が出土することが学界に知られていました。また関和久遺跡は出土する多賀城系の瓦から神亀5年設置の白河軍団跡と推定されてきました。

その後、約半世紀の間に借宿については寺院跡であることが判明し、その一部ではありますが県史跡に指定されました。県教育委員会では関和久遺跡の重要性に鑑み、研究者の方々の助言を得、遺跡の性格を解明するとともに、国史跡指定の資料を得るため昭和47年より調査を継続してまいりました。

この調査により、現在までの調査地点は古代白河郡の郡家跡であり、遺跡の範囲、遺跡内の各地点の性格もほぼ明らかになってまいりました。本年度は第10次調査を終了し、所期の目的を達成することができました。ここに本年度の調査成果につきましてその概略を報告いたしますので、広く県民の方々に認識を深めていただくとともに、研究資料としてご活用いただければ幸いに存じます。

最後に、この調査にご指導いただきました県文化財保護審議会委員伊東信雄博士はじめ各指導委員、宮城県多賀城跡調査研究所の方々、地元泉崎村、泉崎村教育委員会、その他の協力者各位に深く謝意を表するものであります。

昭和57年3月

福島県教育委員会

教育長 辺見 栄之助

目 次

序 文	福島県教育委員会教育長 辺見 栄之助	
第1章 調査報告		1
第1節 前年までの調査		1
第2節 調査経過		2
第3節 調査日誌		3
第2章 発見遺構		6
第1節 建物跡		6
第2節 一本柱列・溝跡		12
第3節 その他の遺構		17
第3章 出土遺物		19
第1節 瓦		19
第2節 土器		19
第4章 考察		22
第1節 遺構		22
第2節 出土遺物		25
第3節 まとめ		25
図 版		

調 査 要 項

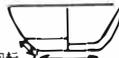
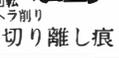
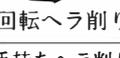
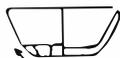
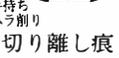
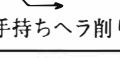
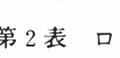
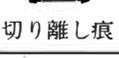
1. 名 称 関和久遺跡
2. 調査地点 西白河郡泉崎村大字北平山字古寺、字山寺地内
3. 調査主体 福島県教育委員会
4. 指導委員 伊東信雄、坪井清足、佐藤宏一、岡田茂弘、梅宮 茂
5. 調査担当 木本元治
6. 調査員 渡辺一雄、辻 秀人、石井宏幸、広岡 敏、氏家浩子、宍戸美智子、藤原妃敏、柳田俊雄
7. 指導・協力 河原純之、進藤秋輝、平川 南、白鳥良一、高野芳宏、古川雅清、佐藤則之、後藤秀一、佐藤和彦、仲田茂司
8. 調査協力 泉崎村、泉崎村教育委員会、泉崎村公民館、宮城県多賀城跡調査研究所、関平婦人会、佐川一二、松山富夫他地元有志
9. 調査期日 昭和56年10月20日～12月4日
10. 地区割り BMNo.1～2（真北）を50ライン、BMNo.1を通り直交する線をKAラインとし、3mごとに西に51・52……、北にKA・KB……とした。
地点表示のN〇〇m、W〇〇mもBMNo.1を基点とした。

—凡 例—

1. この調査は国庫補助事業である。
2. 編集は木本が担当した。
3. 第1・3・4章は木本が執筆した。
4. 第2章は木本・渡辺が執筆した。
5. 平瓦・ロクロ調整杯の分類については第1・2表を用いた。

	第1類	第2類	第3類	第5類	第6類	第7類
凸面	ロクロ目	縦へら削り	不定方向ナデ 縦へら削り	縄目タタキ	へら削り	格子目タタキ
凹面	布目、模骨痕	ロクロ目	布目、模骨痕	布目、模骨痕	へら削り	布目、模骨痕

第1表 平瓦分類表

再調整	切り離し	類別	再調整	切り離し	類別
回転へら削り (体下部+底部) 	不明	1類	回転へら削り (一部) 	回転へら切り	3a類
	回転へら削り	1a類	回転へら削り 切り離し痕 	回転糸切り	3b類
	回転糸切り	1b類		静止糸切り	3c類
回転へら削り 	静止糸切り	1c類	手持ちへら削り (一部) 	回転へら切り	4a類
手持ちへら削り (体下部+底部) 	不明	2類	手持ちへら削り 切り離し痕 	回転糸切り	4b類
	回転へら切り	2a類		静止糸切り	4c類
	回転糸切り 	回転糸切り	2b類	再調整なし	回転へら切り
手持ちへら削り 	静止糸切り	2c類	再調整なし 	回転糸切り	5b類
			切り離し痕 	静止糸切り	5c類

第2表 ロクロ整形杯形土器分類表

第1章 調査報告

第1節 前年までの調査

昭和47年度 10月30日～11月15日（関和久遺跡Ⅰ 1973年3月 福島県教育委員会）

航空測量図作成と予備調査、東群建物中、南・中・北の3棟の有礎建物跡の存在を確認。

昭和48年度 10月11日～11月10日（関和久遺跡Ⅱ 1974年3月 福島県教育委員会）

東群の有礎建物跡S B01・02・03と、西群の有礎建物跡S B05・06と掘立のS B04・07を検出した。

昭和49年度 5月27日～6月5日（関和久遺跡—県道拡幅工事に伴う調査—1974年12月 泉崎村教育委員会）

県道白河—母畑線拡幅に伴う緊急調査。

台地中央部267㎡を帯状に発掘、竪穴住居跡、溝跡、掘立柱柱穴、ピットを検出。遺物は土師器、須恵器、須恵系土器、円面硯、古銭、植物種子を検出。

昭和49年度 10月21日～11月22日（関和久遺跡Ⅲ 1957年3月 福島県教育委員会）

遺跡の南西部を調査、有礎建物跡3棟、3溝跡2条、井戸跡1基、竪穴住居跡1棟を検出。調査地区西方、南方で検出された大溝跡は郡家の西至を区画する可能性が考えられ、一辺は2.5～3町と推定された。

昭和50年度 10月20日～11月22日（関和久遺跡Ⅳ 1976年3月 福島県教育委員会）

遺跡の東南部を調査、有礎建物跡4棟、掘立柱建物跡9棟、竪穴住居跡1棟、大溝跡2条、小溝跡2条を検出された。東南隅では大溝のコーナーが検出され、東西は2.5町であることが判明した。

昭和51年度 10月20日～11月20日（関和久遺跡Ⅴ 1977年3月 福島県教育委員会）

遺跡の東辺部を調査、掘立柱建物跡4棟、大溝跡3条を検出。大溝は郡家跡東辺を区画するものと考えられ、3時期の変遷が認められた。

昭和52年度 11月1日～12月3日（関和久遺跡Ⅵ 1978年3月 福島県教育委員会）

台地中央部、東縁部を調査、掘立柱建物9棟、1本柱列1基、大溝2条、小溝1条、竪穴住居跡2棟、ピット等が検出された。大溝のうち東縁部のものは郡家の東縁を区画するものと考えられた。遺跡の規模は南北が3町を越えることが判明した。

昭和53年度 10月25日～11月25日（関和久遺跡Ⅶ 1979年3月 福島県教育委員会）

台地北半分を調査、県道の北側より1本柱列1基、門跡（棟、掘立柱建物跡5棟、ピット3基を

検出。1本柱列は「院」を区画する柵で、53年度の部分はその東南コーナーと推定。遺跡の南辺より約4町付近が北限と判明。

昭和54年度 10月29日～12月5日（関和久遺跡Ⅷ 1980年3月 福島県教育委員会）

遺跡北半部の台地の西端部（遺跡全体では東西の中央部）を調査。2間×5間の東西棟で4回の建替えのある建物を中心に、それ以前の時期の建物の掘り込み地業、これらを取り囲む一本柱列、溝、南門と考えられる四脚門などを検出。一つの「院」の中心地区と推定された。

昭和55年度 10月29日～12月5日（関和久遺跡Ⅸ 1981年3月 福島県教育委員会）

第8次調査区の道路を狭んだ東側、台地の中央部を調査し、「院」の東辺を区画する一本柱列が取り着く八脚門、1本柱列に伴う溝跡、一本柱列外の建物跡を検出。南門が四脚門であるのに対し、東門が八脚門であり東正面の「院」である可能性が考えられるようになる。八脚門の外の建物群は門以前の時期のものであることが判明する。

第2節 調査経過

昭和56年度の第10次調査は南北4町以上と考えられる郡家の北辺施設の確認、S A72・106の関連と、これら柵列に囲まれた「院」の内部の建物の配置及び「院」の性格確認を目的として行われた。

第3・4トレンチ・北辺施設

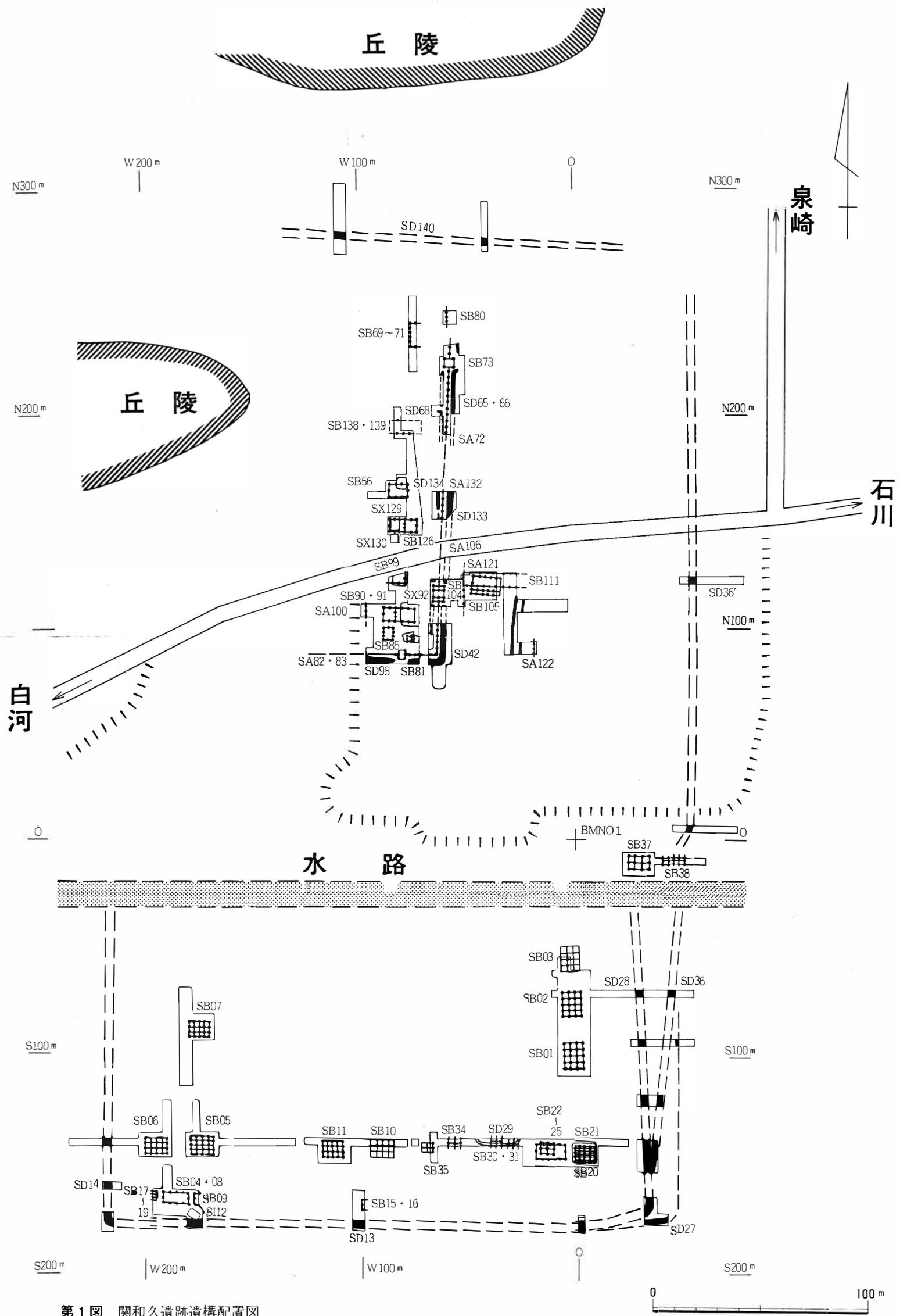
R区—MM～MT・NA～NC—95・96区の33×6mの第3トレンチを設定し調査を行ったところ、MN～NO—95・96区表土下約60cmより東が若干南に傾きながら東西方向に走る幅約3mの大溝を検出する。南辺の大溝より約463mの地点である。深さは中心部で検出面より約50cmと浅く、上部はかなり削平を受けているものと考えられる。

この東の延長を確認するためR区—ML～MR—64区の21×3mの第4トレンチを設定し調査したところ、第3トレンチの大溝の位置の真東より若干南にずれたMM～MN—64区よりの表土下約90cmより幅約3mの大溝跡を検出した。この部分でも検出面より約30cmと浅く確認面の上は水田・畑の耕作であり、北辺部は耕作のため削平され、地形が変化していると考えねばならない。

第1トレンチ・「院」東辺施設

R区—KJ—70、KK～KU—68～70区及びKJ—68・69・71、KK～KN—71区の一部にかねる第1トレンチを設定して調査したところ表土下約30cmの赤褐色及び黒褐色の検出面より南北に走る掘り方を有する一本柱列とそれに沿った溝跡を検出した。

一本柱列S A132はKJ～KN—96区にあり、昨年調査のS A106の延長上にあり、この北の延長上には第7次調査のS A72があり、これらとともに柵列を形成し、院の区画施設となるもので



第1図 関和久遺跡遺構配置図

あることが確認された。S A132は3回の切り合いが確認されており、一部では4回になる可能性も考えられる。

柵列に沿った溝跡は東側はS D133で上幅約2 m、深さ56cmで2回の切り合いがある。西側S D134とS D135であり、S D134はS D133と同じような規模であるがS D145は上幅約1 mと狭く途中で切れている。

第2トレンチ・建物跡

第2トレンチはS A132がその北で西に折れるか、S A72と連なりその中間に西に枝分かれし、院の北を区割しているかを確認するためR区のK I～L B—75・76区に設定したトレンチである。K I～K K—75・76区により建物跡の一部が検出されたためK I～K K—74・77・78区、79の一部、K H—77・78区を拡張した。さらに北で建物跡が検出されたためK S～L C—76区を拡張した。

S B126はK I～K K—75～79区より検出された東西5間・南北2間の掘立柱建物である。当初3期の切り合いのある建物跡と考えていたが、最約的精査で4期の切り合いがあることが確認された。

この地区からはS B126より古いS B128、S X129・130、S I60などが検出されている。

第2トレンチ北端のK T—75より建物跡らしい柱穴群が検出されたので、K S～L C—76区を拡張したところ、4期の切り合いのあるS B138と2期の切り合いのあるS B139が検出された。これらの位置は若干異なるが両方で6期の切り合いと考えられるものである。

第3節 調査日誌

10月20日（火） 晴

器材搬入、整理、設営。基準点設定。No86 (N42.619m)、No87 (N69.688m)、No88 (N69.688m・W50.023m)、No89 (N69.688m・W65.463m)、No90 (N119.709m・W65.463m)、No91 (N151.806m・W65.463m)、No92 (N151.806m・W86.137m)

10月21日（水） 曇

R区K J～K N—68～71区に第1トレンチ設定。表土剥離はほぼ完了、N L～K N—69区に一本柱列らしい柱穴群、K K～K N—68区に溝跡らしきものを検出。

10月22日（木） 曇のち晴

第1トレンチ精査、K J～K N—69の一本柱列、K J～K N—68区、K J～K N—70区に溝跡を確認。I K～K K—74～78区に第2トレンチを設定、表土剥離開始。

10月23日（金） 晴

第2トレンチK I～K K—74～78区表土剥離、K I～K K—75～78区で掘建柱建物跡を検出。
3回前後の切合いがあり、南北2間、東西4間以上となる。

10月26日(月) 晴

K H—77・78、K J・K K—79区表土剥離、建物(S B126)の西妻を検出。S B126は東西5間、南北2間で東より2間と3間の間に間仕切りが入ることが判明。

10月27日(火)・28日(水) 晴

第1トレンチ精査、一本柱列(S A133)の東側溝(S D134)、西側溝(S D135・136)上面掘り込み。S B126精査、S X129・130を検出。

10月29日(木) 雨、野外作業中止

10月30日(金) 晴

第2トレンチ拡張。基準杭設定。No.93(N197.461m・W86.137m)、No.94(N221.746m・W86.137m)、No.95(N221.746m・W106.522m)、No.96(N245.496m・W106.522m)、No.97(N275.392m・W106.522m)、No.98(N312.032m・W106.522m)、No.99(N275.392m・W123.372m)

11月4日(水)・5日(木) 曇

MM～N C—95・96区に第3トレンチ設定、掘り込み開始。S B126付近略測図作成。

11月6日(金) 雨、野外作業中止。

11月9日(月)・10日(火) 晴

MO・MP—95・96より北辺の大溝(S D140)検出、S B126精査、掘り込み開始。

11月11日(水)～13日(金) 晴

基準杭設定。No.100(N312.032m・W106.522m)、No.101(N312.032・W70.672m)、No.102(N282.086m・W70.672m)、No.103(N282.086m・W45.719m)、No.104(N299.24m・W45.719m)
MM～MR—64に第4トレンチ設定、掘り込み、第2トレンチ精査。

11月16日(月)～20日(金) 晴

第4トレンチMM・MN64区より北辺大溝検出。第2トレンチ精査・掘り込み。第1トレンチ精査。19・20日の両日指導委員より現場で指導を受ける。

11月24日(火)～11月27日(金)

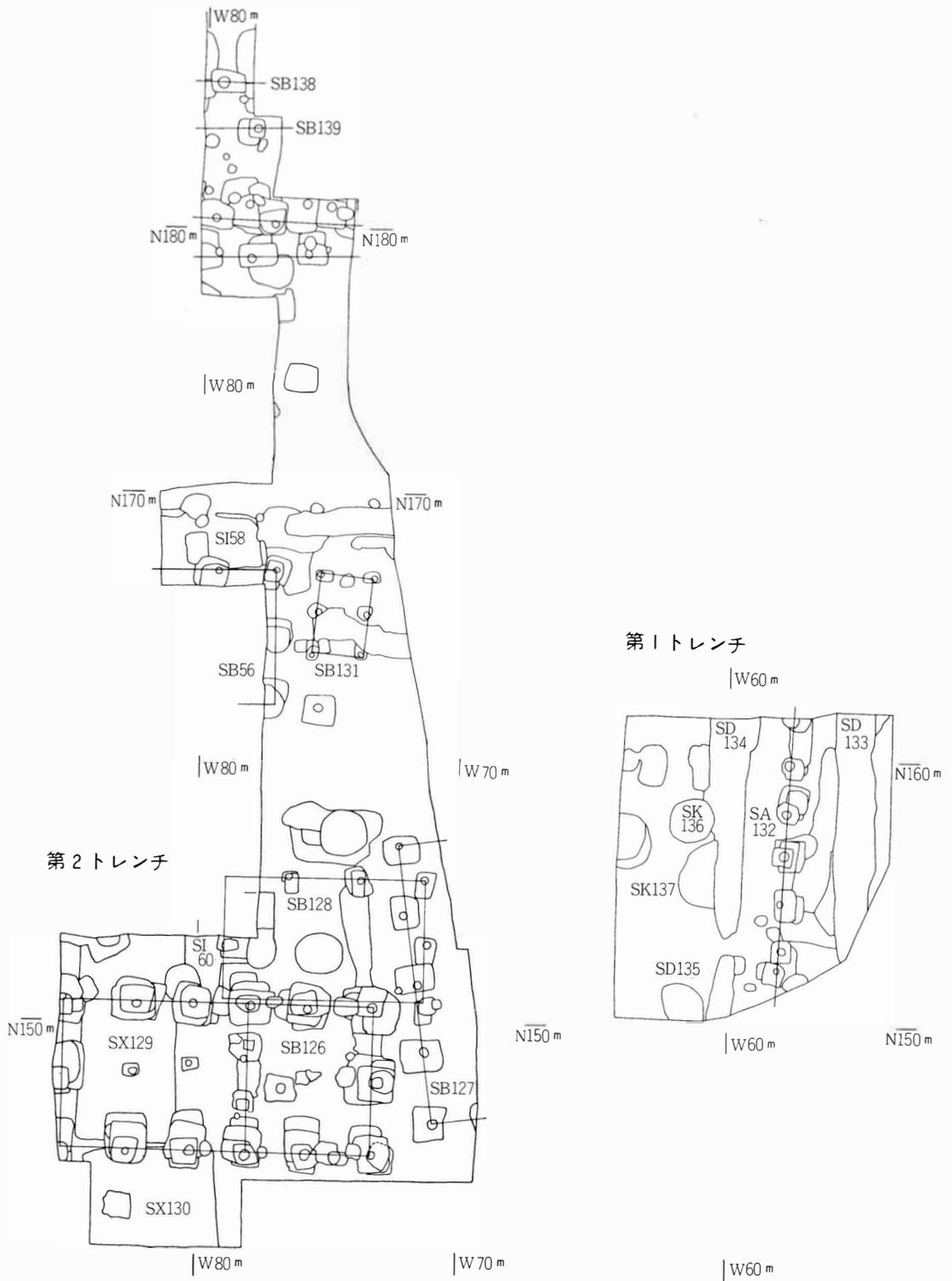
第2トレンチを北に拡張、S B138・139検出。遣り方設定、実測開始。

11月28日(土) 曇—晴雪

現地説明会、県教育次長・村長あいさつ、伊東委員・木本が説明。

11月30日(月)～12月4日(金)

11月30日・12月1日、坪井委員・文化庁河原主任調査官の指導を受ける。11月30・12月1日で実測完了。その後柱穴の断ち割り、実測。



第2図 第1・2トレンチ遺構配置図

第2章 発見遺構

第1節 建物跡

S B 126 (第3図 第1・2・3図版)

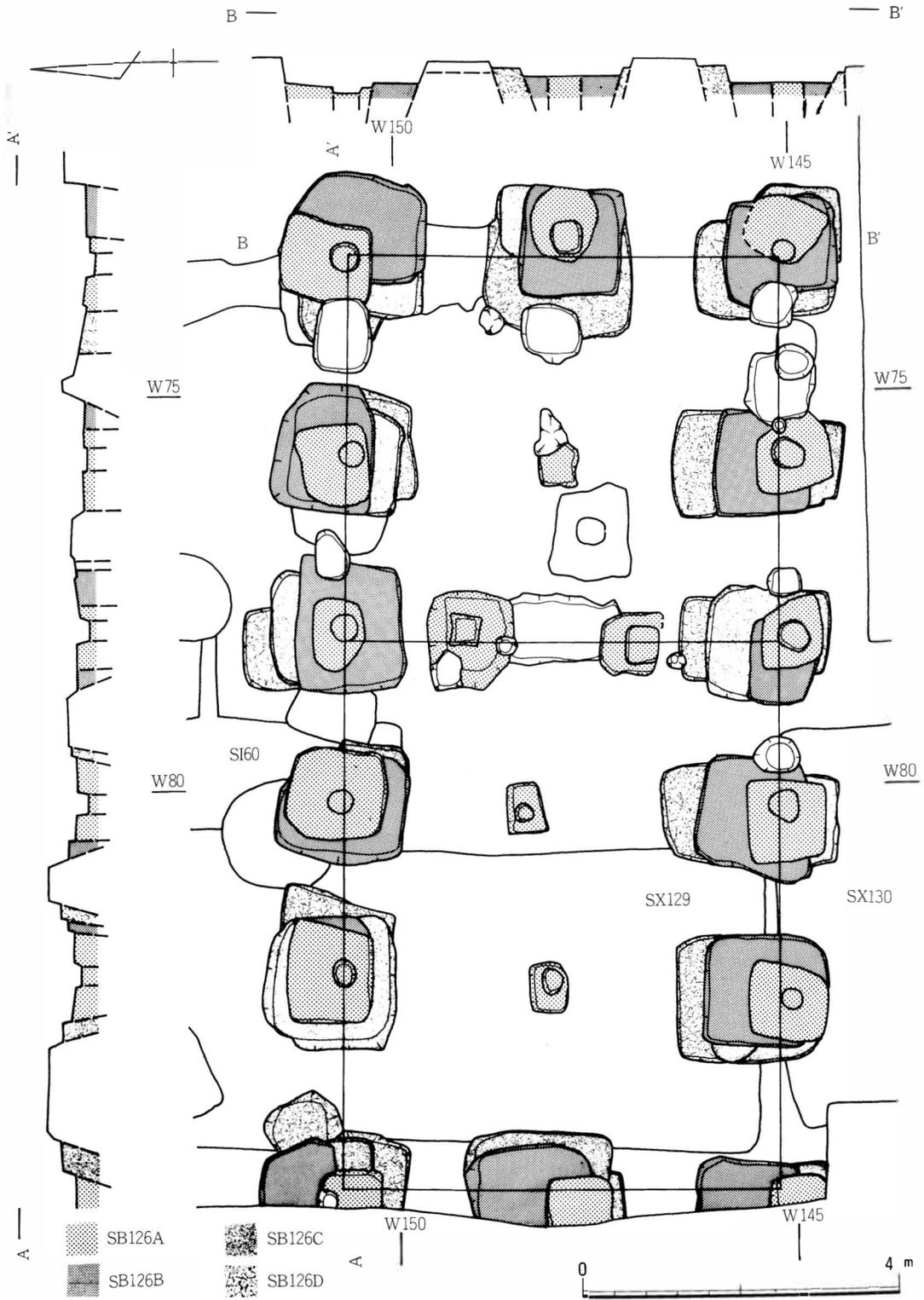
KH~KK-74~78区より検出された東西5間・南北2間の掘立柱建物跡である。この建物はS B 128・S I 60・S X 129・130を切っている。その順序からS I 60 \leftarrow S B 128 \leftarrow S X 129・130 \rightarrow S B 126となる。S B 127はS B 126の東妻の約1.5mのところに接するように建てられているが、S B 128を切っているのみで、S B 126との前後関係は不明である。

この建物はA~Dの4回の切合いがありB~D期では1~1.5m×1.5~2m程度の長方形に近い掘り方を持っているが、A期では1m×1m前後の小さい掘り方となり、古い掘り方の内に納まるような形となっている。A期は各柱痕に焼土が多く含まれ、掘り方埋土にも焼土・炭化物を含むものがある。方位は東妻A期の柱痕の芯~芯でN-1°-E、南北側柱でN-98.5°-Wとなっており、桁方向がほぼ真東西を向く建物と考えられる。柱間隔はA期で南側柱列で東より2.52m+2.3m+2.1m+2.45m+(2.4m)、北側柱列で東より2.5m+2.3m+2.16m+2.2m+(2.6m)、東妻で南より2.75m+2.86mとなっており、桁行8尺+8尺+7尺+8尺+8尺、梁行9尺+9尺で作られた建物で、東より2間と3間の間に5尺+8尺+5尺の間仕切りと床束の柱が入るものである。遺物はC期の掘り方からロクロ土師杯1類、反りのある須恵器蓋の破片D期の掘り方より1・2・5b類土師器杯が出土している。

S B 127 (第4図 第3図版)

KH~KL-73・74区より検出された掘立柱建物跡でS B 128に切られている。S B 126のすぐ東に接するような状態で検出されているが方位が異なり、時期が異なるものと考えられる。

柱は南北に4間分検出されており、南北端の柱痕の芯~芯でN-8°-Wを示し、柱間隔は南より2.75m+2.58m+2.7m+2.65mで平均2.67mとなり、9尺等間と考えられる。また東側の第1トレンチでは南の角柱から7mの所では柱穴は検出されていないので、東西は7m以内であり、9尺間とすれば2間の建物と考えられる。したがって南北棟の2間×4間の建物跡となる。



第3図 SB126

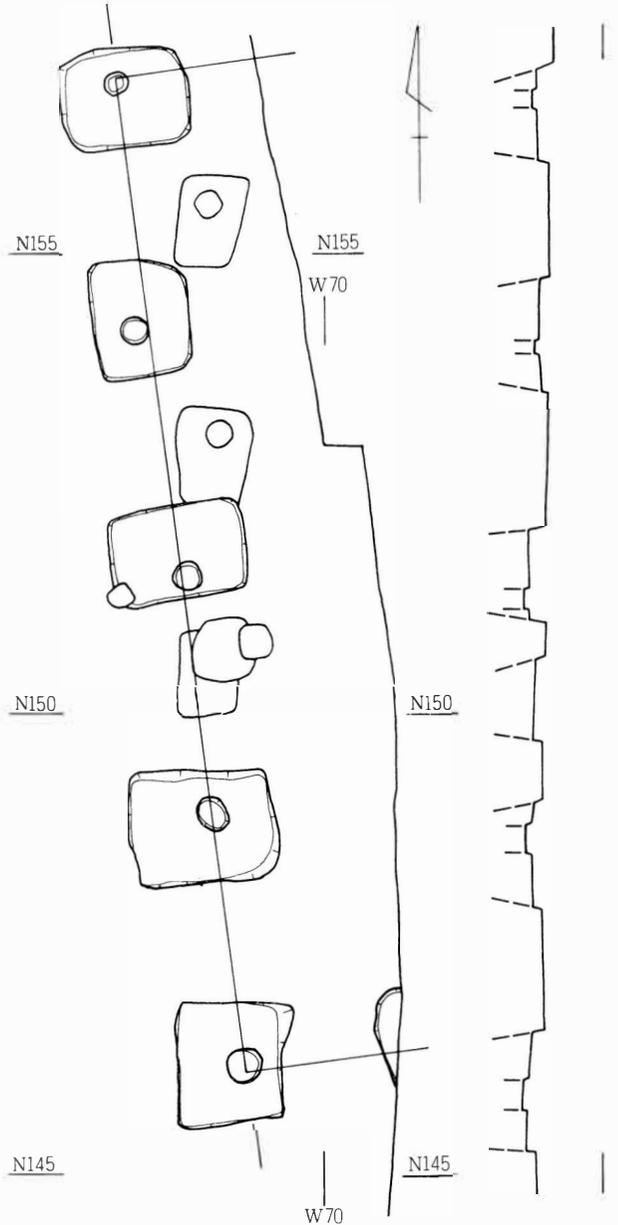
SB128 (第6図 第1・3図版)

KK・KL-73~76区より検出された掘立柱建物跡で、SB126・127に切られ、SI60を切っている。この建物は東西3間・南北2間の東西棟で、掘り方は45cm~80cm×80cm~1.1mの長方形の掘り方を有している。柱痕は北側柱列、東妻中柱に見られ、方向は北側柱列で真東西をさす。

柱間隔は北側柱列の東より2間が2.4m+2.35m、東妻の北1間が2.45mを測る。全体は、8尺等間で作られていたと考えられる。

SB131 (第5図)

KO・KP-73~75区より検出され小規模な掘立柱建物跡で、東西1間、南北2間のものである。方位は桁方向でN-6.5°-Eを示し、柱間隔は北妻の柱痕芯~芯で2m、南妻で1.9m、東側柱は北より1.4m+1.55m、西側柱は1.45m+1.6mとなっている。梁行が1間6.5尺、桁行が1間5尺で作られたものと考えられる。

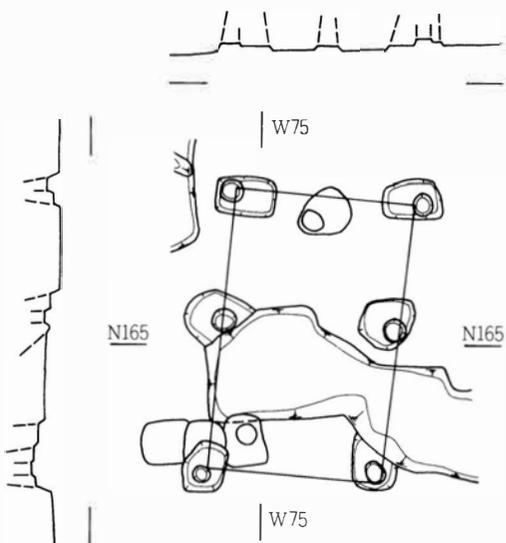


第4図 SB127

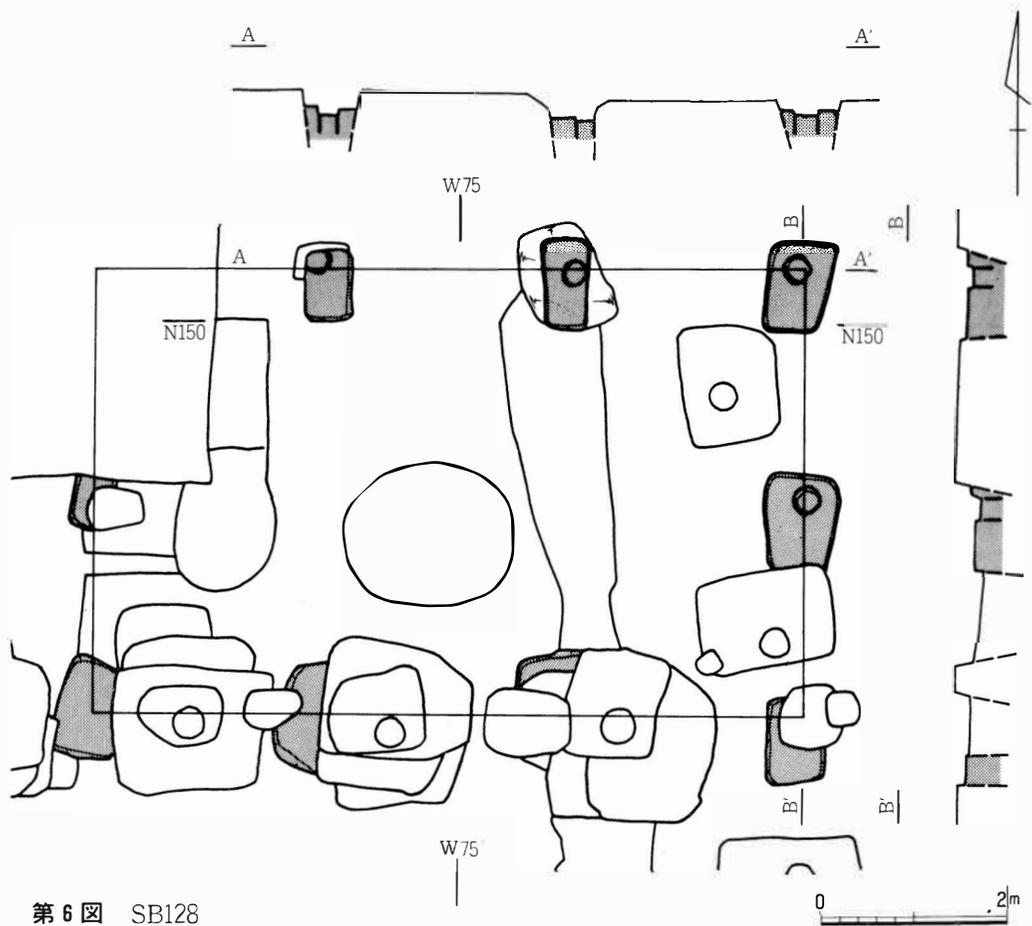
0 2m

SB138 (第7図)

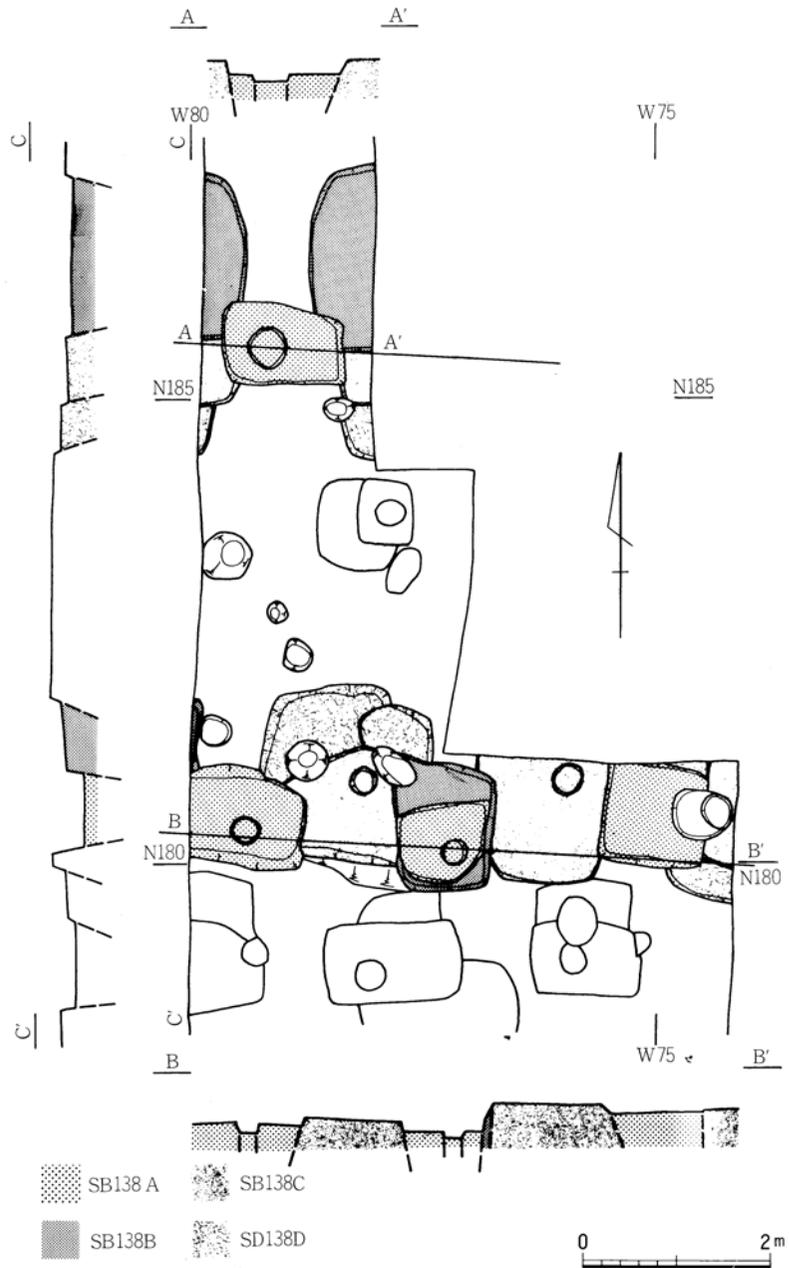
KT~LC-74~76区より検出した掘立柱建物跡で、南と北の側柱列の中央部のみ検出された。A~Dの4期の切合があり、南側柱列では2間分、北側柱列では1間分が検出されている。A期の南側柱の柱痕からすると桁方向はN-86°-Wであり、桁方向が西で4°北にふれる東西棟の建物で、南側柱列柱痕の芯~芯で西1間は2.25m、南北の柱痕間隔は5.15mあり。東西が7.5尺1間で2以上、南北が8.5尺1間で2間の建物となると考えられる。



第5図 SB131



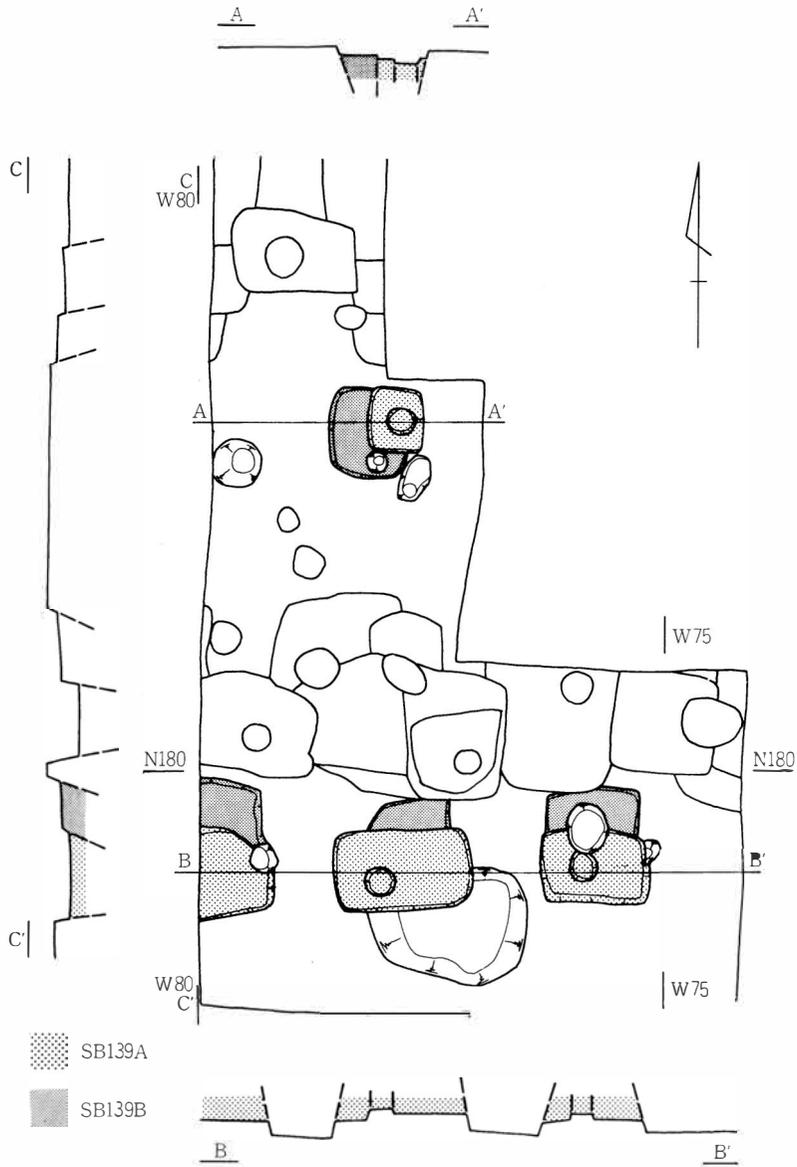
第6図 SB128



第7図 SB138

SB139 (第8図)

KT~LB-74~76区より検出した掘立柱建物跡で、A・B2期の切合があり古い方のB期の柱穴の一部がSB148に切られている。AはBと同じ場所に建替えられたような相様を示しており、A・B両建物ともSB138より古いものと考えられる。



第 8 図 SB139

東西棟の建物で、南側柱列が 2 間分、北側柱が 1 個検されており、桁行方向は南側柱列で N-90°-W を示し桁行方向がほぼ真東西を示すと考えられる。柱間隔は柱痕のある部分で南側柱列で 2.15m、南北の間隔が 4.8m あり桁行が 1 間 7 尺、梁行 1 間 8 尺の 2 間の建物跡と考えられる。

第2節 一本柱列・溝跡

第1トレンチ(第9図 第8図版)

ここからは3回の建て替えを伴う一本柱列跡と、それに伴う2本の溝を中心遺構とし、周辺からはいくつかのピットが検出された。

S A 132

今回検出された一本柱列跡は、S A 106、S A 72と結びつくものである。遺構は基本層位の第3層である黒色土層上面で確認される。調査範囲で5間を確認し、柱の中心間寸法は、南側より1.80+1.82+1.60+1.90+1.8 mである。南から3間目と4間目の柱間寸法には、最短がみられる。地端の柱穴はトレンチの壁となるので、掘り方は半ばしか確認できない。

一本柱列跡の方位はほぼ南北ではあるが、真北より3°東へふれている。

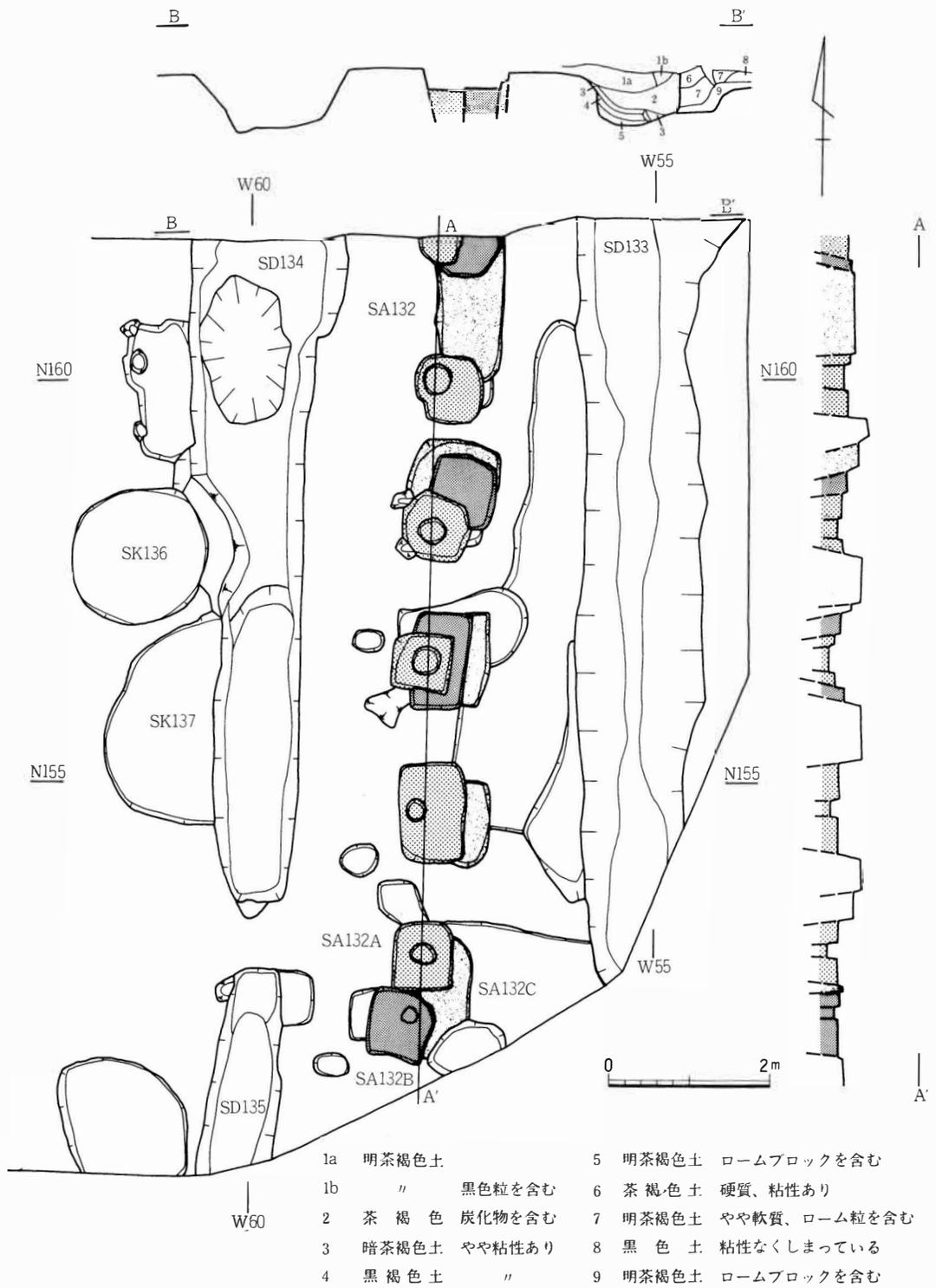
一つ一つの柱穴は全て切り合いを有しており、少くとも3回の建て替えがあったことがわかっている。南から4番目と5番目の柱穴の南東コーナーにも掘り方と思われるものの肩がわずかに残っており、もしこれも掘り方であるとすれば、一番古い時期のものになる。S A 72では、4回の建て替えが確められており、S A 132でも4回の可能性はあるが、ここでは一応S A 132を古い方からC～A期にわけることとする。

S A 132 C期

新しい時期の掘り方によって切られており、柱穴痕は一基も残存していないので、柱間寸法は正確には不明である。掘り方のほぼ中心と思われる点で柱間をはかると、各々2.2m程度であり、7尺間隔となる。掘り方の大きさは、長径でみた場合小さいもので1m、大きいもので1.5mあり、ほぼ方形を呈する。ただ北端の掘り方は南北に長く2mほどあり、布掘りの形式をとっているのかも知れない。

S A 132 B期

南から2番目の柱穴は切り合いの関係で、全く残存していないが、他はそれぞれ切り合いの関係を示して残っている。柱穴痕がわかるのは1番のみであって柱間寸法を正確にはかえることができないが、C期同様7尺とみることができる。ただ北端の間尺は3.20mほどあり、間尺が合わない。掘り方の大きさはC期よりやや小さめで、1m内外である。



第9図 SA132SD133・134・135SK136・137

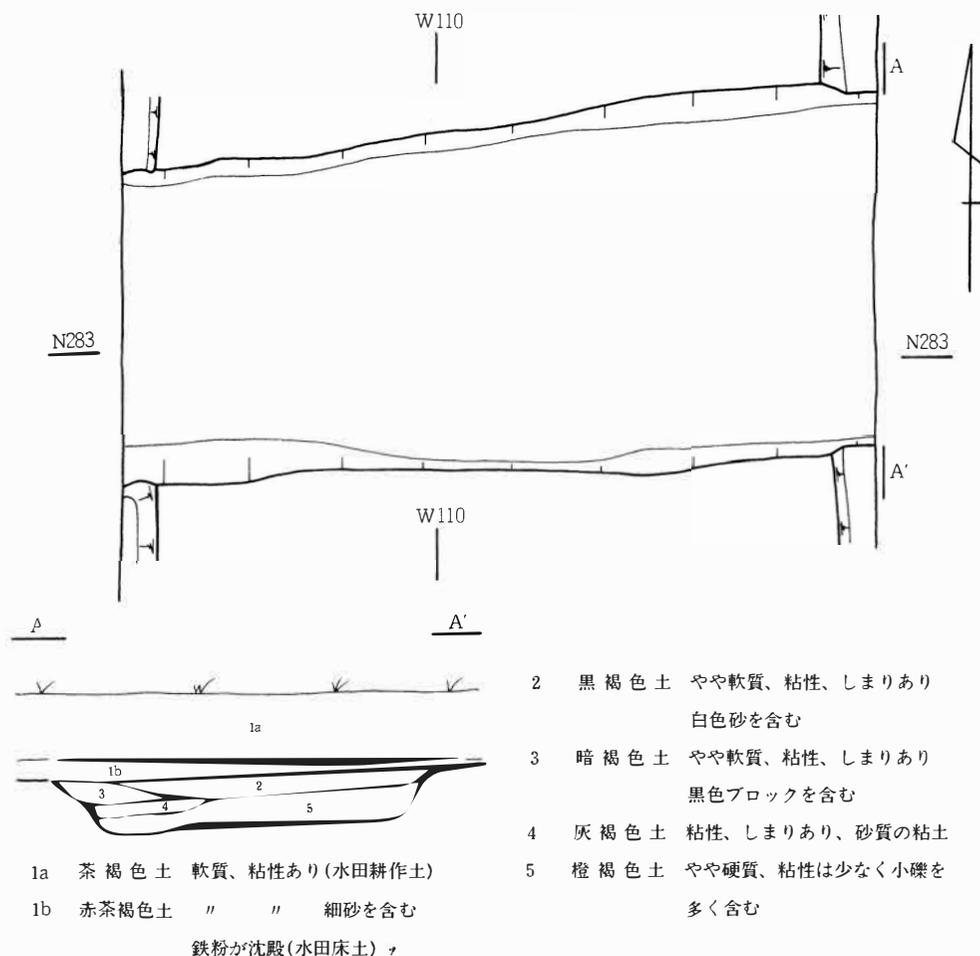
S A 132 A 期

一本柱列跡で一番新しい時期のものである。そのため掘り方の形は良く残っており、柱穴痕もはっきりとしている。南から2番目の柱穴は長径で1.2mあるが、他はいずれも1m以下と小形である。

柱穴痕は大体同じ大きさで、35cm程度である。柱間寸法は1.80+1.82+1.60+1.90+1.8 mであって多少のずれはあるが、6尺間隔とすることができる。

S D 133

南北に走る一本柱列跡に伴う外側の溝である。この溝は南側の八脚門までのびるSD101と列なり、北側のSD65・66とも直接列なるものである。溝幅は上面で最大2.08m、最小1.20mあり、



第10図 SD140 (第3トレンチ)

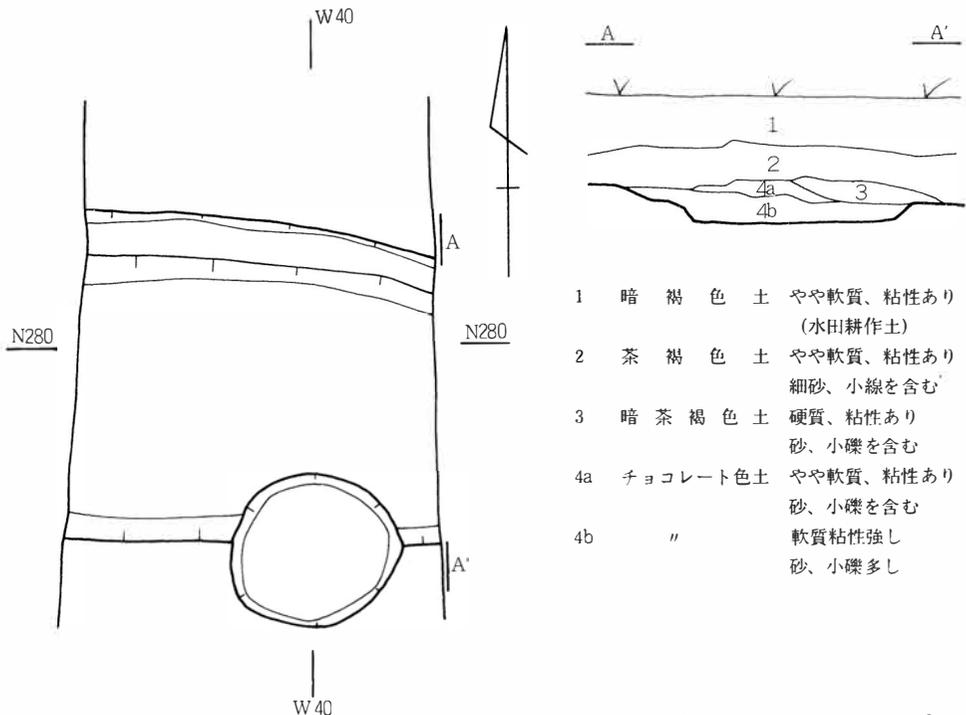
かなりの差がある。しかし、仔細にみると北壁に近い部分のみが幅広であって、平均して6尺程度の一定幅である。

確認面からの深さは56.3cmある。底面の幅は12~84cmとかなりばらばらであるが、1尺を標準として掘ったものと推定される。84cmと広い所は上面と同じ北端部であり、積極的証拠を示すことはできないが、上面の広幅部と関係があるものと考えられる。

この北端部には断面図でも観察されるように、新旧2時期あることが確かめられる。すなわち、古い時期の溝の埋土が東側壁に残っており、N155・N160ラインなどではいずれもローム層を掘り抜いているのに、溝の北端東側壁にはローム層がなく、茶褐色土が新しい時期の法面となっている。

SD134

一本柱列跡の内側の溝で、南にある八脚門のSD103及び北のSD68に列なるものと思われる。上面での幅は0.98~1.90mとかなりばらつきがあり、深さは確認面から75cmである。また、底面幅は80cm前後が基準となっているようである。ただ北側ではSD133と同様に、上面・底面ともに幅広くなっており、北西部には古い時期の埋土が残存している。ここでもやはりSD133の溝と対応して新旧2期の溝を形成していたことがわかる。



第11図 SD140 (第4トレンチ)

SD135

SD144の南の溝である。SD134とこのSD135の接点部には掘り残しがあって陸橋状になっている。このような溝の掘り残し部はSD65でも見られたことであった。

内側のこの二つの溝は、上面幅で3尺あり、外側溝の6尺の $\frac{1}{2}$ の幅である。底面は逆に外側溝が1尺で内側溝は2.5尺と広い。その結果断面は外側溝はV字形で内側溝はU字形に近い形となる。

SK136

SD134の西側に接して、1.68～1.84mの直径を有する円形のピットである。内部から遺物は検出されなかった。

SK137

SD134に半分を切られているが、長径2.60mの楕円形ピットである。内部からは縄文土器片が検出されており、縄文時代後期のピットと思われる。

SD140 (第10図 第9・10・11図版)

第3トレンチMO・MP—85・86区、第4トレンチのMM・MN—64区より検出された大溝跡で、第3トレンチ東側で2.95m西側で2.5m、第4トレンチ東側で2.3m、西側で2.62mの上幅を測る。両トレンチの部分とも溝跡は浅く第3トレンチで30cm、第4トレンチで25cm、下幅は第3トレンチ東側で2.65m、西側で2.08m、第4トレンチ東側で1.7m、西側で1.8mを測る。

各溝とも、砂、小礫を含んだ粘土質土が堆積しており帯水していたものと考えられる。第3トレンチの確認面直上が水田の床土、第4トレンチでは客土が堆積しており、現在の確認面の上はかなり削平を受けているものと考えられる。方向はN—95.5°—Eを取る。

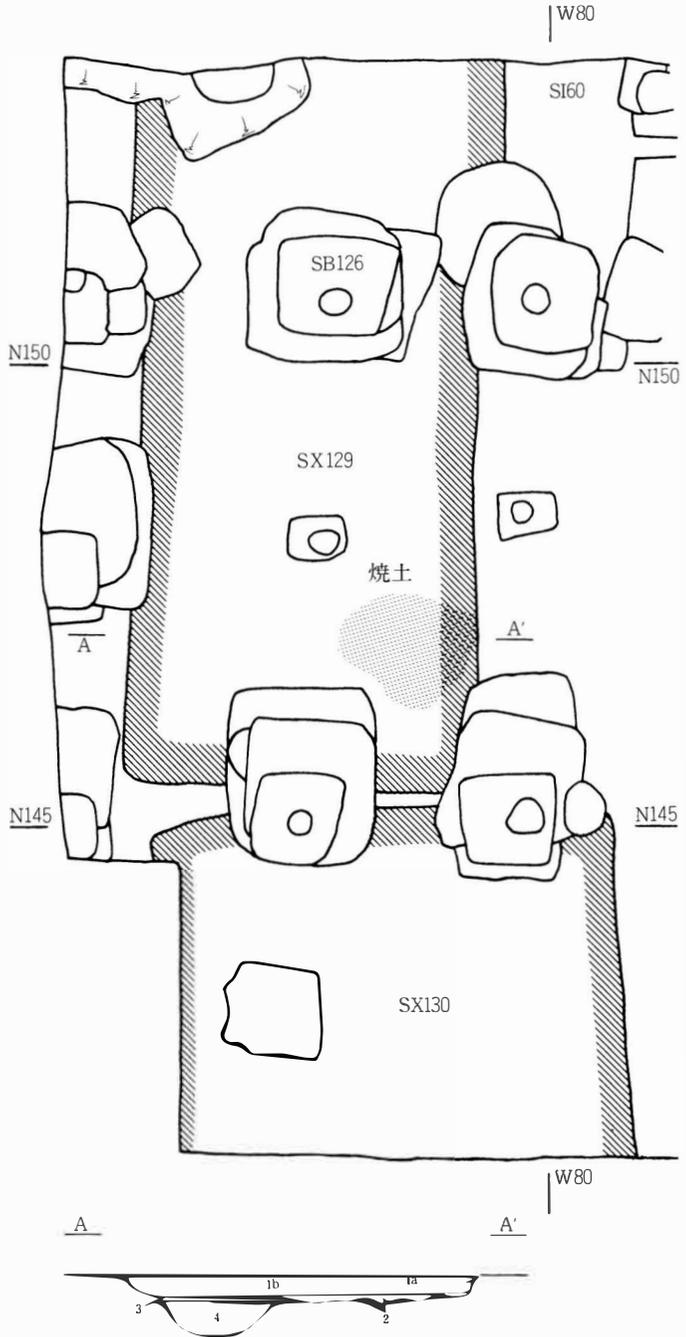
第3節 その他の遺構

S X 129

(第16図 第1・2図版)

K I ~ K K - 76・77区より検出された南北に長い長方形の遺構である。S I 60を切り、S B 126に切られている。S X 130とは約10cm間隔をおいて並んでいるが、その間はS B 126に両方とも切られており、前後関係は不明である。西壁はN-1°-W、東壁はN-1.5°-Eを指し、全体としてはほぼ真北を取っているものであろう。

現在確認されている部分で東西3.6m~4m、南北7.8mあるが、さらに北に延びるものである。この遺構は地山のロームを20cm~35cmで、壁はほぼ垂直に掘り込み軟質の黒色土を埋め込んだものであり、底面近くには黄色ロームブロックを含む層が約10cmの厚さで見られる。上面の南東コーナー近くに1.5m×1.2mの焼土を含む部分がある。底面下に古いピットのある部分があるが、その上をやや硬質の黒褐色土で蓋をするように埋められ、その上に埋土が覆っている。



- | | | |
|------|----------|------------------------|
| 1a 層 | 焼土混り黒色土 | 粒子細くやや粘性あり、焼土粘を含む |
| 1b 層 | 黒色土 | 軟質、粒子細くやや粘性あり、細砂粒を若干含む |
| 2 層 | ローム混り黒色土 | 1b 層に多くのロームブロックを含む |
| 3 層 | 黒褐色土 | やや硬質、粘性あり |
| 4 層 | 暗茶褐色土 | やや軟質、ローム粒を含む(古いピット) |

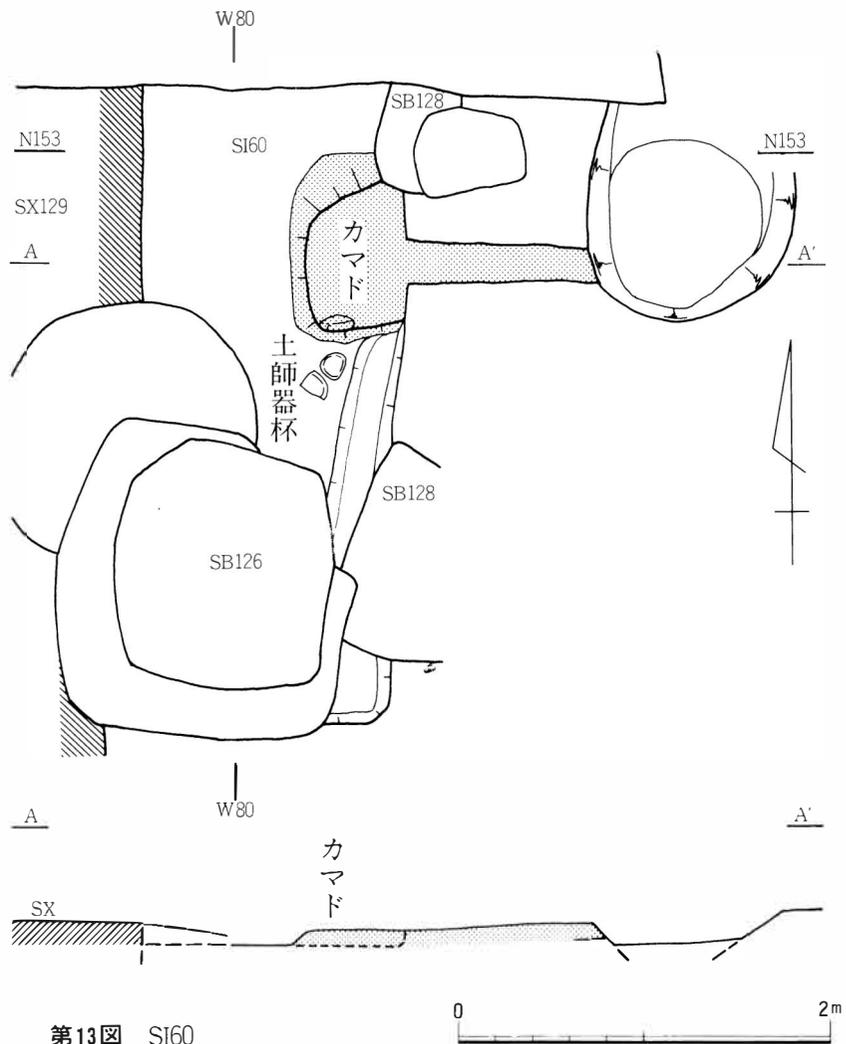
第12図 SX129・130

S X 130 (第16図 第1・2図版)

KH・KI—75・76より検出されたS X 129と同類の遺構であり、SB 126に切られている。方位は東辺がN—5°—Wを取り、北辺も西がやや南に振れている。大きさは東西が北辺近くで5 m、南北が3.75 mを測るが南は調査区外であり不明である。埋め土はS X 129と同質の軟質の黒色土であり、東半部の一部には黄色ロームブロック混り土が露出している。

SI 60 (第13図 第7図版)

SB 126・128、S X 129に切られた竪穴住居で、S X 129に切られ東側 $\frac{1}{4}$ 程度を残し、深さは約10cmを測る。東壁はN—3°—Eを取り、煙道はそれに直交する。床面は硬くしまりはほぼ平坦で、東壁沿に20~25cm幅の周溝がある。床面からは土師器杯2点が出土している。



第13図 SI60

第3章 出土遺物

第1節 瓦

今回の調査で出土した瓦は合計37点で、今までの調査で最も少なくなっている。瓦の内訳は軒平瓦1点、丸瓦5点、平瓦31点となっている。

軒平瓦はS B 56のヌキ穴より出土しており(第14図)、ロクロ引き三重孤文軒平瓦で、重孤文軒平瓦第1類である。

丸瓦は表土より4点、S B 56ヌキより1点出土しており、表土中のうち2点は焼け瓦である。

平瓦は31点のうち1類2点、2類5点、3類4点、5類18点、7類2点あり、焼け瓦は2類2点、3類1点、5類5点である。遺構に伴うものはS B 126Aより5類、S B 126Cより2類、S B 127より3類と5類、S B 138Cより5類が1点ずつ出土している。この平瓦2類のうち凸面に布目が観察できるものが2点出土している(第15図)。

第2節 土器

遺構に伴う土器で実測可能なものはS I 60出土の丸底土師器杯2点と、S B 126 A出土のロクロ土師器杯1点のみであった。他は判別できた破片のみを記す。

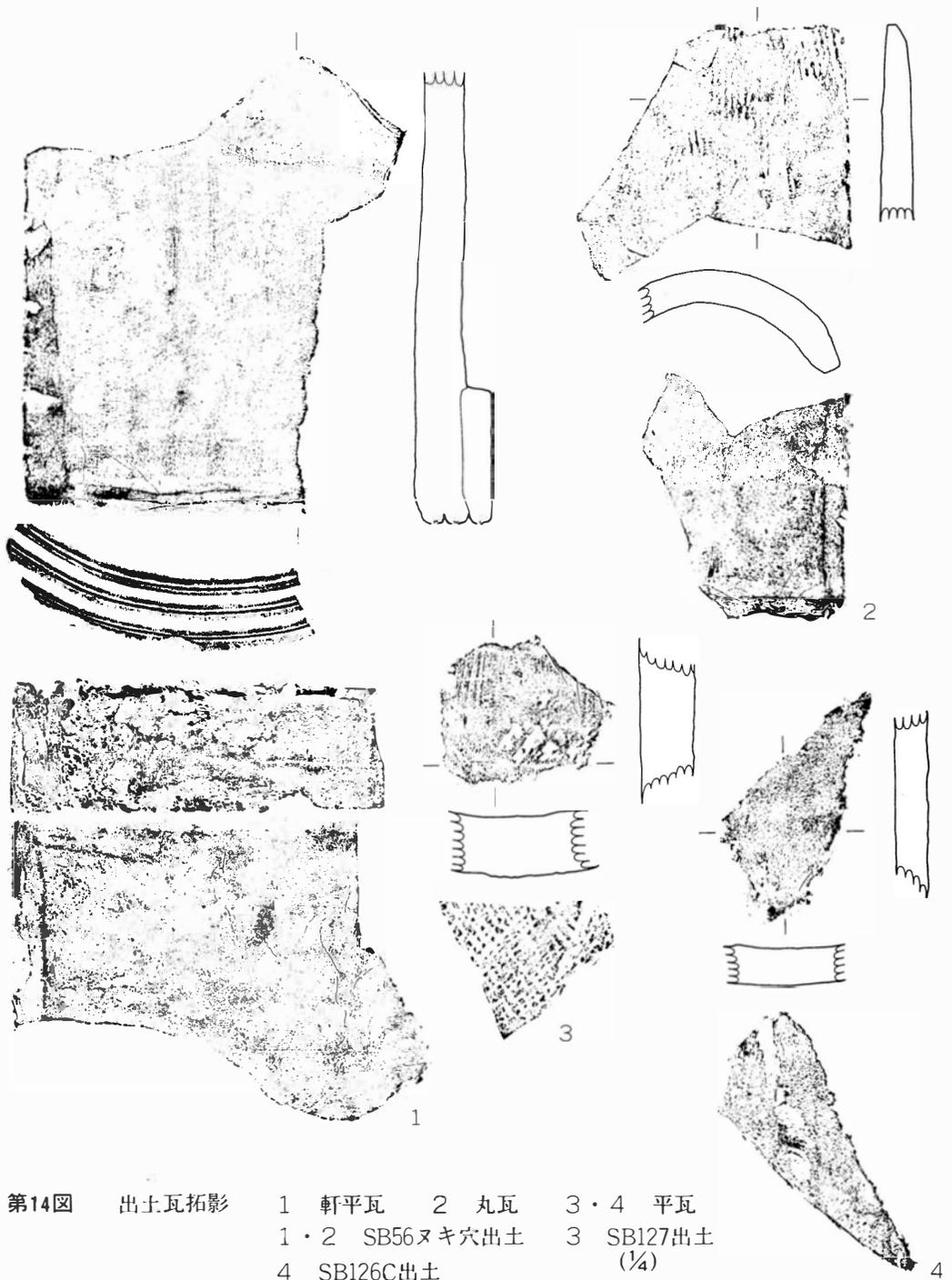
S I 60 (第16図 第13図版)

床面より土師器杯が2点出土しており、1は非ロクロ丸底で深い形を呈しており、外面底部は削り、口縁は横ナデが加えられその間がかすかに盛り上っている。底面には削りの前の刷毛目痕がわずかに残っている。内面上位に痕跡的段が見られ、ミガキと黒色処理がなされている。2は底部で中位に段を有しており、外面底部は削り、口縁部は横ナデ、内面はミガキと黒色処理がなされている。口縁部は内湾気味に直立している。

S B 126 (第16図 第13図版)

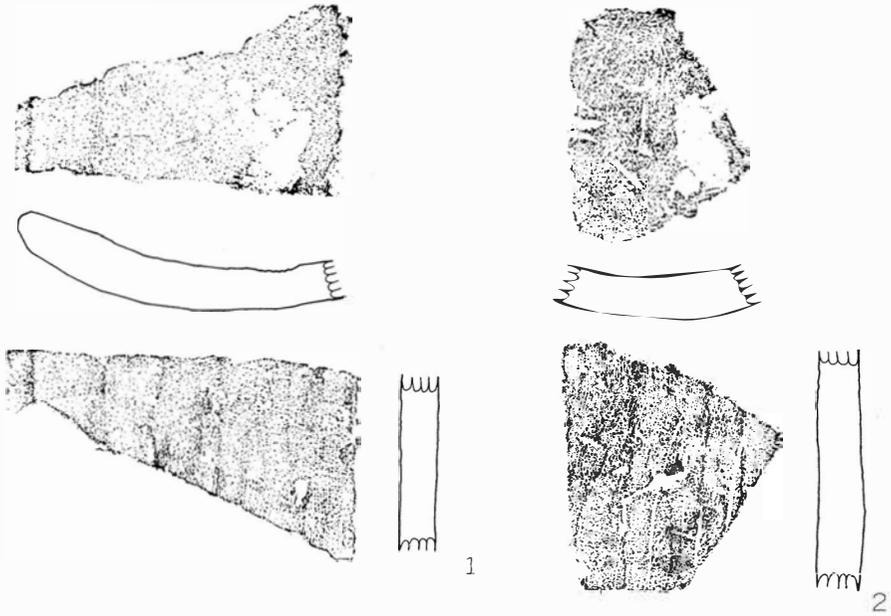
S B 126Aからは「白」の墨書のある内墨のロクロ土師器杯2b類(第16図3)の他に1類4点、2類6点、5b類2点、須恵器杯2類1点、いわゆる須恵系土器らしき小片4点を出土している。

S B 126Bからはロクロ土師器の破片のみで1類1点、2類3点、鉢の破片1点が出土している。

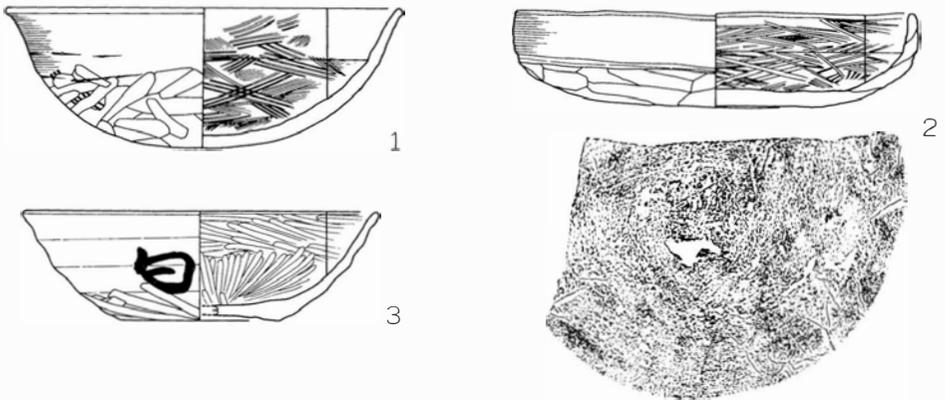


第14図 出土瓦拓影

- | | | |
|---------------|-----------|--------|
| 1 軒平瓦 | 2 丸瓦 | 3・4 平瓦 |
| 1・2 SB56ヌキ穴出土 | 3 SB127出土 | (1/4) |
| 4 SB126C出土 | | |



第15図 平瓦拓影 1・2 平瓦第2類
1・2 表土出土 (縮尺 $\frac{1}{4}$)



第16図 土師器 1・2 SI60床面 3 SB126A
1・2・3 土師器杯 (縮尺 $\frac{1}{3}$)

S B 126 Cは遺物が少なく、須恵器杯 2 類の小片 1 点のみである。

S B 126 Dからはロクロ土師器 2 類 5 点、4b類 1 点、須恵器杯 2 類 1 点、その他内外黒色・ミガキの破片が 1 点確認された。

S B 127

遺物は極めて少なく、判別できたのはロクロ土師器杯 1 類 1 点のみであった。

S B 138 A

実測不可能破片のみであるが、2 類 1 点、4b類 3 点、5a類 1 点、5b類 3 点、内黒のロクロ甕 1 点、須恵器杯 5b類 1 点、いわゆる須恵系土器片 3 点が確認された。

S B 138 B・C

S B 138 B・Cとも遺物は少なく Bはロクロ土師器杯 2 類、Cでは5b類 1 点のみである。

S B 139 B

遺物数は少ないが、ロクロ土師器杯 1 類 2 点、1c類 1 点、2 類 1 点、須恵器 4b類 1 点が確認された。

第 4 章 考 察

第 1 節 遺 構

今年度の調査で、主なものとして遺跡北辺を画する大溝、院の東辺を画する柵列 1、溝 3、掘立柱建物 6 基が新たに検出された。

〔北辺大溝〕

BM 1 より中心で N 280 m ~ 283 m に検出された幅 2 m ~ 3 m、深さ 30 cm ~ 50 cm の大溝である。この S D 140 は、東・西・南辺を画する大溝に比べ著しく浅くなっているが、これは第 2 章で述べた通り後世に上部が削平された結果と考えられる。台地上の東辺を画する溝 S D 36 がほぼ真北に向くのに対し、S D 140 は真東より約 5.5° 南に傾いている。この大溝は遺跡北方の丘陵の裾をめぐっており、その地形に規制されていた可能性が強い。

また、この S D 140 は正倉院の北辺を区画する大水路（現在一段低い水田となっている）らしい

部分の北岸から北に305m～308mに位置しており、遺跡北半部のブロックは南北305m～308m、東西は西丘陵につき当る部分を考えると250m～270m前後の範囲を有していたと推定される。この部分が9世紀段階では正倉院とは性格を異にする一つの大きなブロックであり、その中に1本柱列で区画されたブロックがある。SD140はこのブロックの北辺の溝であるが、さらに北方には丘陵があり、SD140付近で地形的に割絶されているので、遺跡全体の北辺を区画する施設ともなっているものであろう。

〔一本柱列及び溝跡〕

第1トレンチより検出されたSA132とその東に沿ったSD133、西に沿ったSD134、135であり南北に走る一本柱列とその東西に並行して走る溝跡で、今までの調査結果から一組で区画施設をなすものである。この一本柱列は第7次調査時に検出したSA72の南の延長上(註1)にあり、方位はN-3°-E、柱間隔は1.6m～1.9mの間で、1.8mを中心としたバラツキを持っている。これらについてはSA72とほぼ一致しており、切り合いも3回～4回ありSA132はSA72の延長であることは確実である。しかし、これをさらに南に延長した場合、第9次調査で検出したSA106(註2)よりやや東でSB104に着きあたる。SA106の方位はN-3.5°-EでSA72、132とほぼ同じであるが位置がややずれており、SA106を北に延長した場合SA132の西側に検出されなければならないが、それが検出されないの、SA72、132、106を一連のものと考えておく。また、両側の溝も2回の切合いがあり、SB104付近と同じ変遷をしたと考えられる。しかし、今回調査地区ではSB104付近に比べ全体に溝幅は狭く、内側の溝は途中で切れてSD134・135になるというようになりかなり作りも雑になっている。また、この一本柱列の南東コーナーから南辺部でも一本柱列の西側・北側では溝がなく、全体に溝が回っているのは一本柱列の外側のみであり、外廻りのみ集中的に整備した様子が見られる。

この溝を伴う一本柱列は東辺にSB104、73の八脚門と四脚門を有する南北142m以上の長大な柵列と考えることができる。このような門を伴う大規模な柵列は、この地にも胆沢城内郭(註3)、徳丹城内郭、鳥取県倉吉市法華寺畑遺跡などでも見られ、地方官衛の区画敷設の一つのタイプであるかも知れない。(註4)

〔建物跡〕

柵列の内側（西側）からは今回はSB126・127・128・131・138・139の建物跡が検出されており、それらは全て堀立柱建物である。

SB126～128・SX129・130・SI60の部分について、切合いから遺構の変遷はSI60→SX129→SB126、SI60→SB128→SB127?→SB126の順序が考えられる。

SI60は官衛成立以前の竪穴住居跡であり、床面より栗圀式の新しい時期と考えられる土師器杯が2点出土している。この時期が郡家の上限を示す可能性が強いものである。

S X 129は黒色土が埋めこまれた南北に長い長方形の深さ20cm前後の掘り込みである。この遺構は壁が垂直に掘られ、底面では古いピットの上を埋め、上面を硬くしている以外には手を加えた痕跡や、そこで人間が活動した痕跡は見られない。この遺構は新たな土を埋めるために作られたものらしいので、埋土は軟弱ではあるが、上部が削平された建物の掘込地業の跡と考えられる。

S B 128は東西3間（8尺+9尺+8尺）、南北2間（8尺）の官衙風建物でありS I 60を切り、S B 126・127に切られている。S X 129もS I 60を切り、S B 126に切られており、2m離れているのみであるがS X 129の方向とS B 128の梁行方向とが一致しており、同時に存在したものと考えられる。このS B 128を切っているS B 127の掘り方埋土より9世紀前半期の土師器杯が出土しており、S B 128、S X 129は8世紀のものである可能性が強い。

S B 127はS B 126と方位を異にして接近しており同時存在は考えにくい。S B 127の掘り方埋土より9世紀前半期の土師器杯が出土しており、S B 126は遺物から9～10世紀頃と考えられるので、S B 127はS B 128とS B 126の中間の時期と考えられる。

S B 126は4回の切合いのある東西5間（8尺+8尺+7尺+8尺+8尺）、南北2間（9尺）の建物で、東より2間と3間の間に間仕切りが入り、最後の時期（S B 126A）には床束が見られる。S B 126は第Ⅷ次調査で検出されたS B 90と比較すると両方東西5間、南北2間で間仕切り1個所を有する点、方位が真北とN-2°-Eとなる点などはほぼ一致している。柱間隔がS B 90の10尺等間であるのに対しS B 126は一まわり小さくなり、間仕切りの位置が異なり、床束を有する点は異なっているが、類似した形態の建物と言えよう。位置的関係を見るとS B 126の東妻がBM No.1よりW73.8m、西妻がW85.1m、S B 90がW76.1m、W91.1mとなっている。このS B 126とS B 90の東南の角柱を結ぶ線はN-3°-Eを取っており、S A 132の方位と一致している。そこで東辺の柵列S A 132とS B 126、S A 106とS B 90の東妻の距離を測ると15.3m、13.1mとなる。しかしS A 132、72の延長線はS A 106と方位はほぼ一致するが位置が東に約2.5mずれているのでS B 90とS A 132の延長線との距離は15.6mとなりS B 126とS A 132の距離とほぼ同じとなる。したがってS B 90とS B 126はともに9世紀～10世紀の建物であり、柵列と同方向の線上に東妻が並ぶように配置されていたと考えられる。その間隔は南側柱列間で約41.5mとなっている。

さらに、その約35.5m北にS B 138があり、この建物は南北側柱列間で5.3～5.4m（18尺）で切合いが4回あり、S B 126と同じような建物であるかもしれない。とすると、南北のほぼ同一線上に東西5間、南北2間の官衙風建物が35～40m間隔で3棟並び、その南正面の柵列には門が開くというパターンで、法華寺畑遺跡の例と類似している。一方、法華寺畑遺跡の場合院の中央の部分でこのような配置を取っているのに対し、本遺跡の場合院の東辺部と考えられる部分に見られ、大形の建物の中間にS B 56、96、99のような小形の建物が入ってくる点が異なっている。また、

柵列は伴わないが、官衙風建物が妻をそろえ等間隔に梁方向に並べる例は福岡県小郡遺跡にも見られ、これも郡庁院の周辺部か、他の院の一部と考えられる部分にある。このようにしてみると、このような位置が官衙のどのような性格の部分であるかは今後の類例の増加に待たねばならない。しかし、本遺跡に限っていえば、今回の調査までに判明したS B 90、126、138を含む地域は南北142m以上、東西40m以上の溝を伴う柵列に区画された部分で、東辺には八脚門と四脚門、南辺には四脚門を有するというかなり大規模な区画施設を有している。しかも、今回までに調査された部分は院の東半部のみであり、さらにこの院が西に広がるとすれば、遺跡全体から見ると正倉院に次ぐ大きな部分を占める官衙ブロックということになる。おそらく、このブロックはまだ中心部は検出されていないが、郡庁院となる部分ではないかと推定され、今回の調査までに検出した官衙風建物跡はその東半部を形成するものと考えられる。

第2節 出土遺物

今回の調査で出土した遺物は比較的少なく、瓦は総数37点と極めて少なく新たな所見はないのでふれないこととする。

遺構に伴う土器を見ると、建物跡出土のものでは、S B 126A、138A出土の土師器杯は2類、4b類、5b類が多くみられ、切離しは回転糸切りであると考えられる。これらに、いわゆる須恵系土器の破片も伴ない、10世紀又はそれ以降の年代のものであろう。

S B 139Bの土師器杯は少量であるが回転糸切り痕は見られず、須恵器杯は4b類が見られる。切合いからも比較的古い時期であり9世紀前半頃と考えられる。S B 127の土師器も1点のみであるが、この時期である可能性がある。

S I 60では床面から土師器杯が2点出土している。これらは非ロクロの丸底・平底風丸底で、1の外面に段は見られないが、両方とも内面の段は痕跡的となっている。口縁部は横ナデ、底面は削りが加えられており、痕跡的段を有する点を併せ考えると栗圀式の新しい時期のものと考えられる。これは郡家創建の直前に位置付けられる時期のものである。

第3節 まとめ

本年度の調査により、S A 72とS A 106は連続するものであり、この柵列は南北142m以上あり、門を2ヶ所有するもので、大規模な院の東辺の区画施設となるものである。その院の内部には新たにS B 126～128、138、139が検出され、このうちS B 126、138がS B 90とともに一直線上に南北に並び院の東半部を形成するものである。そして、この院は正倉院に次ぐ大規模なもので、郡

庁院跡と考えられる。

さらに北方では郡家の北辺を区画する大溝が検出され、これは幅約2.5m～3.5mの東西に走る大溝で南辺より約460mに位置しているので、これが郡家の規模と考えられる。

さらに今回まで10次の調査結果次のようなことが判明したので概略を記しておく。

- (1) 関和久遺跡は古代白河郡家跡で、その規模は東西約270m、南北約460mのほぼ長方形を呈し、幅約3mの大溝で区画されている。
- (2) 遺跡の中央部には東西に走る大水路状のものが入り南北に区画されており、その南側は正倉院、北はその他の院となっている。
- (3) 正倉院は遺跡の南半部にあり、倉庫群は数棟づつ一直線上に配置されている。そして、この倉庫には有礎、掘立、規模の大小、地業の有無などにより各種形態が考えられる。
- (4) 正倉院には倉庫跡の他に官衙風掘立柱建物が同時に配置されていたらしい。
- (5) 郡庁院と考えられる部分は遺跡の北半部にあり、周囲を一本柱による柵列・溝により区画されており、その区画施設東辺には複数の門を有している。
- (6) この区画施設は9世紀前半頃大改造が行なわれ、それまで一本柱列のみであったものに、溝・門が加えられた。
- (7) この内部には最初掘込地業を有する建物が主となっていたが、その後規則的に配置された官衙風掘立柱建物に建替えられた。
- (8) 本遺跡の存続年代は8世紀初め頃から11世紀頃までと考えられる。

註1 福島県教育委員会「関和久遺跡Ⅶ」 1979年3月

註2 福島県教育委員会「関和久遺跡Ⅸ」 1981年3月

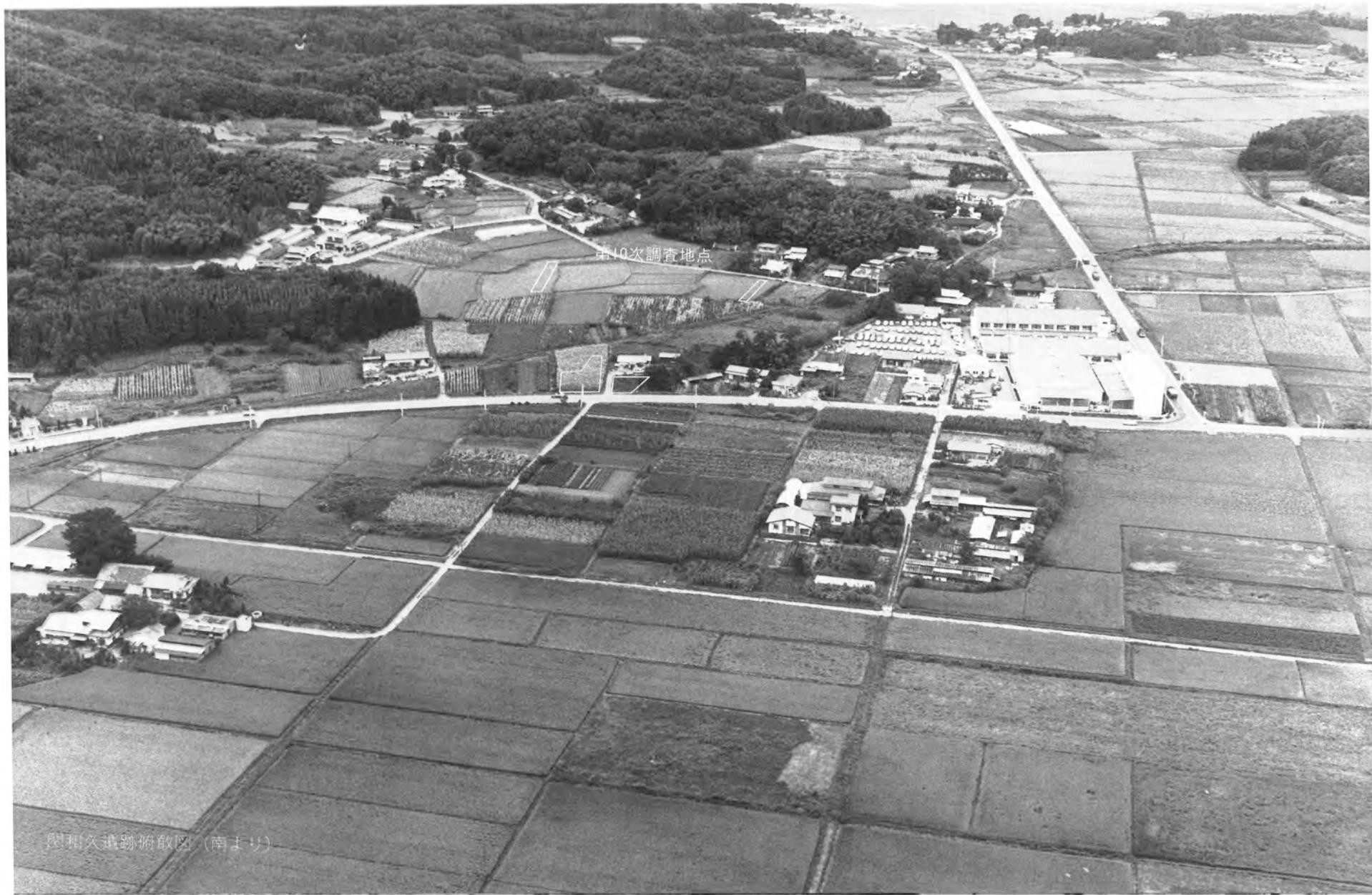
註3 岩手県水沢市教育委員会「胆沢城跡」—昭和53年度発掘調査概報— 1979年3月

註4 倉吉市教育委員会「伯耆国分尼寺・官衙発掘調査報告書」 1974年3月、1975年3月

註5 福島県教育委員会「関和久遺跡Ⅷ」 1980年3月

註6 註4に同じ

註7 福岡県教育委員会「福岡県三井郡小郡遺跡発掘調査概報」 1971年3月



第10次調査地点

関和久遺跡散図(南より)



図版 1

SB126・127・128、
SX129・130検出状況



図版 2

SB126・SX129・130
(東より)



図版 3

SB126東妻・127・128

図版 4

SX129・130
(SB126と功合い)



図版 5

SX130 (近景)



図版 6

SB56ヌキ
(瓦出土状況)





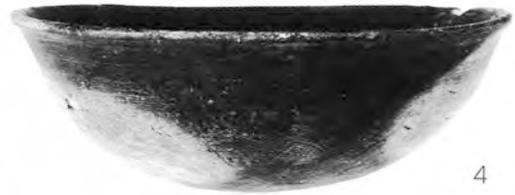
2



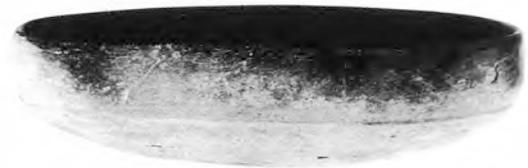
3



1



4



5

図版13

- 1 SB56ヌキ穴出土 2 表土出土
 3 SB126A出土 4・5 SI60出土

福島県文化財調査報告書第102集

関和久遺跡 X 史跡指定調査概報

昭和57年3月

編集／福島県教育庁文化課

発行／福島県教育委員会

〒960 福島市杉妻町2-16
